

第75号議案

島根県県税条例等の一部を改正する条例

(島根県県税条例の一部改正)

第1条 島根県県税条例(昭和51年島根県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

(所得割の税率)

第9条 所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、100分の4の税率を乗じて得た金額とする。

第15条を次のように改める。

(徴収取扱費の交付)

第15条 市町村長は、4月、7月、10月及び1月中に、法第47条第1項の徴収取扱費の算定に関し必要な事項を知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告があった場合においては、その報告があった日から30日以内に、規則で定めるところにより、同項の徴収取扱費を市町村に対して交付するものとする。

第16条第1項第1号ウの表中「100分の4.4」を「100分の3.8」に、「100分の6.6」を「100分の5.5」に、「100分の8.6」を「100分の7.2」に改め、同項第2号の表中「100分の5.6」を「100分の5」に、「100分の7.5」を「100分の6.6」に改め、同項第3号の表中「100分の5.6」を「100分の5」に、「100分の8.4」を「100分の7.3」に、「100分の11」を「100分の9.6」に改め、同条第2項第1号の表中「100分の5.6」を「100分の5」に、「100分の7.5」を「100分の6.6」に改め、同項第2号の表中「100分の5.6」を「100分の5」に、「100分の8.4」を「100分の7.3」に、「100分の11」を「100分の9.6」に改め、同条第3項中「100分の1.5」を「100分の1.3」に改め、同条第4項第1号ウ中「100分の8.6」を「100分の7.2」に改め、同号エ中「100分の11」を「100分の9.6」に改め、同項第2号中「100分の7.5」を「100分の6.6」に改め、同項第3号中

「100分の11」を「100分の9.6」に改める。

第47条第1項第3号ア中「一般乗合用」の次に「（道路運送法（昭和26年法律第183号）第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供することをいう。第51条第5号において同じ。）」を加える。

第51条第6号を次のように改める。

(6) 過疎地域の住民の移動を確保するための市町村（市町村の一部事務組合を含む。）の補助金の交付を受けて、一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が所有するバスのうち、一般貸切用のバス（道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号）による改正前の道路運送法第21条第2号の許可を受けた乗合旅客の運送に係る路線の運行の用に供するバスをいう。第63条第4号において同じ。）で知事が必要と認めるもの

第63条第4号中「一般貸切旅客自動車運送事業」を「一般乗合旅客自動車運送事業」に改め、「一般貸切用のバスのうち、道路運送法第21条第2号の許可に係る路線の運行の用に供する」を削る。

附則第15項を次のように改める。

（法人の事業税の税率の特例）

15 法附則第9条の2第2項に規定する所得割については、第16条第1項第2号中

「	各事業年度の所得のうち年4,000,000円を超える金額及び清算所得	100分の6.6
---	------------------------------------	----------

とあるのは

「	各事業年度の所得のうち年4,000,000円を超える年1,000,000,000円以下の金額及び清算所得	100分の6.6
	各事業年度の所得のうち年1,000,000,000円を超える金額	100分の7.9

と、同条第4項第2号ア中「100分の6.6」とあるのは「100分の6.6（各事業

年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の7.9)」とする。

附則第16項を削り、附則第17項を附則第16項とし、附則第18項を附則第17項とする。

附則第19項の表中「第19項第1号」を「第18項第1号」に、「第19項第2号」を「第18項第2号」に、「第19項第3号」を「第18項第3号」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第20項を附則第19項とし、附則第21項から附則第23項までを1項ずつ繰り上げる。

(島根県産業廃棄物減量税条例の一部改正)

第2条 島根県産業廃棄物減量税条例(平成16年島根県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第17条中「第733条の18第5項」を「第733条の18第6項」に改める。

(島根県核燃料税条例の一部改正)

第3条 島根県核燃料税条例(平成16年島根県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第10条中「第278条第4項」を「第278条第5項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第1条中第47条、第51条及び第63条の改正規定は道路運送法等の一部を改正する法律(平成18年法律第40号)の施行の日から、第2条及び第3条の規定は平成19年1月1日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の島根県県税条例(以下「新条例」という。)第9条の規定は、平成19年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成18年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

3 新条例第16条及び新条例附則第15項の規定は、平成19年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに同日以後の解散（合併による解散を除く。以下この項において同じ。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに同日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

（島根県水と緑の森づくり税条例の一部改正）

4 島根県水と緑の森づくり税条例（平成16年島根県条例第77号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「附則第20項」を「附則第19項」に改める。

附則第3項中「附則第21項」を「附則第20項」に改める。

附則第4項中「附則第22項」を「附則第21項」に改める。